

○ 財務省令第百九十七号
平成二十二年五月一月より告示する。昭和五十七年大蔵省令（昭和五十七年大蔵省令第百九十七号）の規定に基づき、
平成二十二年五月一月より告示する。昭和五十七年大蔵省令（昭和五十七年大蔵省令第百九十七号）の規定に基づき、
発行条件等を次のように定める。
一 号名稱及び記入
二 発行の法律並に根柢となる法律その他の規則並に算定する方法
三 発行の方法
四 募入決定の方法
五 払込金額の方法
六 質問の方法

三 額割さ各札じるる利振の以律社第十券二十利付債第一百五十年別八回（一八八九年）
千内面りい申に。数利回替適下（平成十三年法律第十九號）（第一百五十年）
百訳金当も込よを値回り機用一振替法（第一百五十年）
七額てのみる競をり格関を振替法（第一百五十年）
十別でるかの發争いに差は受け（第一百五十年）
九表二。らう行にう應（第一百五十年）
億の千そち付。募第本（第一百五十年）
九と九の利し次し十銀も（第一百五十年）
千お百応回て号た七行の（第一百五十年）
三り九募り行に者号と（第一百五十年）
百一十額格わおがにすし（第一百五十年）
六十五を差れい加規る（第一百五十年）
六十八億順のるて算定。そ規（第一百五十年）
十八円次小入同すすの定。そ規（第一百五十年）
財務大臣菅直人

九八
振額最低額面金

十十一
發行行
價格日

十二
の経利
払過
込利
み子率

(二)
の口るに
に座も係發
つにのる行
い記と所時
て載し得に
は又て税お
、は振がい
前記替源て
記録口泉、
トさ座徵そ
のれ簿収の
算る中さ利
式ものれ子

各総
発行
額
×
100
支規
同
日
零。
)/
365

出百發平す額の振
し円行成るの記替
たに對二。整載法
金額つき數又の規
額と規定の記定に
額はよる最振
額はよる低替
額はよる口座
額はよる金簿

$$1 + \left(\frac{100 + 表面利率 \times 残存年数}{100 + 表面利率 + 募入利回り格差} \right) \times 残存年数$$

(一)
む十式は別
も号に、募表
のによ払入のと
と規込決定お
す定算金額のり
するす出額のり
るしに通
期た加知
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

二十九八

十十七六五

十四

払者入払元利象各準入償償
込札場利回國發と札還還
期參所金り債行すの金期
日加支の対る基額限

利子

平財日のさ債日平額(成務本單れ店本成面別
二大臣銀利た頭証二金表
十行利各売券十額の
から回発買業二百と
年からり行參協年円お
五年通と對考会五にり
月通知す象統が月つ
五月二十八受ける國計發二き
日をを受けた者。債値表十百
の表し五円
均掲公付
値載社で

す日日う算と發第
るにに。式し行十控得は出に住時額金に
期支当たに、対号除税外しは者にへ額よ
日払ただよ各象にすの国た、又おたにり
にうるしり支國規る税法金前はいだ百算
つへと、算払債定こ率人額記外てし分出
い次き支出期のすとをがに(+)国取、のし
て号は払しに支るが乗適當の法得当二た
じおそが金い期行きたを非式でる國を額
。いの銀額てを日る金受居にあ者債乗か
。て翌行を、支後。額け住よるがをじら
規営休支次払の。る者り場非發た當
定業業払の期各を所又算合居行金該

(別表)

利 第二付 八十国 十年庫 一債 回券	利 第二付 八十国 十年庫 九債 回券	利 第二付 六十国 十年庫 七債 回券	利 第二付 六十国 十年庫 回債 回券	利 第二付 五十国 十年庫 五債 回券	利 第二付 回二年國 百庫 八債 回券	利 七十付 回二年國 八債 十券	利 六第十付 回二年國 八債 十券	利 五第十付 回二年國 八債 十券	名称及記号
二 . ○ %	二 . 一 %	二 . 一 %	一 . 九 %	一 . 四 %	二 . ○ %	一 . 九 %	一 . 八 %	一 . 七 %	利率(年)
日年平 九成 月三 二十 十七	日年平 六成 月三 二十 十七	日年平 三成 月三 二十 十六	日年平 三成 月三 二十 十六	十年平 日十成 二三 月十 二十四	一年平 日三成 月三 二十 十四	日年平 六成 月二 二十 十九	日年平 六成 月二 二十 十九	日年平 三成 月二 二十 十九	償還期限
三百 三億 円	百 八十 億 円	六 十五 億 円	円二 百 十四 億 円	五 十六 億 円	三 十九 億 円	八 十五 億 円	四千 億二 百三 十	円八 百 十九 億	発額 面行 金額 (額)